

申請書作成の際の注意事項

- 申請書は「1. 電子申請システム（申請書情報入力）」と「2. 申請内容ファイル」で構成されます。申請書に重大な不備がある場合には、不受理とすることもありますので、募集要項及び申請書の注意事項を熟読の上、記入・申請をしてください。
- 振興会に申請した申請書の差し替えは一切認められていません。

1. 電子申請システム（申請書情報入力）

(ア) 小区分については、自身の申請書の審査を希望する書面審査区分に含まれる小区分を選択してください。複数の書面審査区分に現れる一部の小区分を選択した場合は、審査を希望する書面審査区分と合議審査区分を選択する必要があります。

なお、実際の書面審査は、電子申請システム上で表示される書面審査区分ではなく、「書面審査セット」で行います。事業ごとに異なる書面審査区分や小区分を組み合わせる書面審査セットを設定する場合がありますので、二国間交流事業の「書面審査セット表」も参照の上、申請書を作成してください。

http://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei_shinsa.html

- (イ) 和文、英文の指定がありますので、これに従ってください。J I S 第1水準及び第2水準以外の文字コードや特殊フォントは使用することができません。
- (ウ) 参加者について、申請時に募集要項4. 要件に記載の条件を満たしている必要があります。ただし、学生については研究開始日の時点で修士課程以上の在籍者となる予定の者であれば、職名を学部生、最終学位を学士取得見込みとして登録できます。
- (エ) 日本側・相手国側参加者の双方には、複数の大学、研究機関の研究者が参加していることが必要です。
- (オ) 相手国側参加者には、第三国の参加者を含めることはできません。
- (カ) ウェブサイトに「参考：申請書情報」（PDF）として入力画面を掲載していますので、併せてご参照ください。

2. 申請内容ファイル

(ア) 二国間交流事業のウェブサイトで公開されている申請書様式以外による提出は認められません。必ず、下記ウェブサイトからダウンロードをしてください。

https://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei_bosyu.html

(イ) 申請内容ファイルは、PDFファイルに変換されて以降の審査処理に使われません。外字や特殊フォント等は正しくPDFファイルに変換されませんので、変換されたPDFファイルの内容を提出前に必ず確認してください。うまく表示されない文字・記号等がある場合には、画像として貼り付ける等、作成しなおして

ださい。

- (ウ) 日本語又は英語で記載してください。これら以外の言語での記載は認められません。
- (エ) **様式の改変（増ページ、項目の追加・削除、枠内の注意事項等の削除修正等）**はできません。
- (オ) 3MB以上のファイルは送信できませんので、画像を貼り付ける際はご注意ください。
- (カ) URLアドレスの記載は可能ですが、当該ホームページの内容は申請書の一部として認められませんので注意してください。